

# 長期収載品の選定療養費について

令和6年10月1日から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する場合、選定療養費として患者さんの自己負担が発生します。



## 選定療養の対象

- 院外処方
- 院内処方（入院患者さん以外）



## 選定療養費の対象となる医薬品について

- 後発医薬品発売されてから5年以上経過した先発医薬品
- 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品



## 対象から除外される場合

- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- バイオ医薬品



## 自己負担額について

- 長期収載品（先発医薬品）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の価格差の4分の1（特別料金）が医療保険の患者負担に追加

参考）厚生労働省資料

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



### 問い合わせ先

防衛医科大学校病院薬剤部  
医薬品情報室  
電話番号：04-2995-1511  
(内)3051  
平日9時から17時

※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。